

平成22年第6回竹原市議会臨時会・ 第4回竹原市議会定例会を開催

竹原市議会臨時会

12月2日から3日までの2日間、市議会臨時会が開催され、議長、副議長のほか、議会人事等が決まりました。また、議案1件が可決されました。

議長 脇本 茂紀（61歳）



昭和61年に市議会初当選以来6期目。その間、総務水道委員会委員長、予算特別委員会委員長などを歴任。

副議長 北元 豊（60歳）



平成14年に市議会初当選以来3期目。その間、民生産業委員会委員長、決算特別委員会委員長などを歴任。

◆竹原市監査委員の選任につき議

会の同意を求めることについて議員のうちから選任された監査委員の任期満了に伴い、その後任委員を選任するものです。

竹原市議会定例会

12月20日から22日までの3日間、市議会定例会が開催され、報告3件、議案6件が可決されました。

◆竹原市職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給料月額等の改定に係る条例改正の専決処分について報告するものです。

◆竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を

求めることについて 竹原市教育委員会委員の辞職に伴い、その後任委員を任命するものです。

◆平成22年度竹原市一般会計補正予算（第四号）

人事院勧告等に基づく職員人件費の減額及び国の補正予算に伴う追加事業（子宮頸がん等予防接種経費、交通安全対策事業等）、災害復旧事業ほか新たに実施する必要がある事業について、1億2,480万円を計上するものです。

進む住民自治組織づくり

問い合わせ

まちづくり推進課協働推進係 ☎ 22-2279

協働のまちづくりを推進するため、市では「地域コミュニティの充実」を重要施策に掲げ、住民自治組織づくりを進めています。

住民自治組織とは、自治会・市民活動団体・学校・公民館など多様な団体が連携・協力し、地域の課題や将来像を話し合い、その解決や実現に向けた取組みを推進するネットワーク組織です。

組織設立後は、地域の5年間の取組み目標を定めた「地域行動プラン」を策定し、様々な事業を展開します。

現在17地区中12地区で、組織が立ち上がり、それぞれの地域性を活かした「魅力あるまちづくり」を推進しています。



▶地域行動プランの例

▼各地区の進捗状況（平成22年12月末現在）

組織名称	設立年月 （※予定）	平成22年度主な実施事業（一例） （※平成23年度以降に予定する事業例）
田万里町協働のまちづくり協議会	H 19. 4	自主防災組織の立ち上げ、田万里往還プロジェクト
荘野協働のまちづくりネットワーク	H 20. 2	「きれいなまちにしよう」運動の展開
仁賀協働のまちづくり協議会	H 20. 3	第1回自主防災訓練、歩道の地区別除草作業
小梨地区協働のまちづくりネットワーク	H 20. 3	休耕地を利用した景観づくり、ホテル祭りの開催
忠海第1地区協働のまちづくりネットワーク	H 20. 3	自主防災に係わる研修会の開催
東野町協働の町づくりネットワーク	H 20. 7	「ふる里ひがしの」の改訂版づくり
吉名町協働のまちづくりネットワーク	H 20. 11	町内地域交流グラウンドゴルフ大会の開催
竹原第5地区協働のまちづくりネットワーク	H 20. 11	第2回自主防災訓練の実施（3月予定）
竹原第3地区協働のまちづくりネットワーク	H 20. 11	正月飾りの作成、防災資機材の整備
大井・宿根地区協働のまちづくり協議会	H 20. 12	宿根大桜付近の整備・保守、ご長寿お助け隊の編成
竹原第1地区協働のまちづくりネットワーク	H 21. 1	わがまち子ども探検隊の実施、防災マップ作成の調査
忠海第3地区協働のまちづくりネットワーク	H 22. 3	防災マップ試案の作成、声かけ・あいさつ運動
（仮称）大乘地区協働のまちづくりネットワーク	※H 23. 3	※災害危険箇所の調査、環境啓発活動（3R）の推進
（仮称）忠海第2地区協働のまちづくりネットワーク	※H 23. 5	現在協議中
竹原第2地区／竹原第4地区／中通地区	未定	—

税の申告準備はお早めに！ 書類をそろえてスムーズな申告を！

問い合わせ
税務課課税係 ☎ 22-7732

今年も市県民税の申告の時期が近づいてきました。申告が必要な人は早めに準備をしておきましょう。

必要な書類を事前に作成しておく、申告にかかる時間が短縮されます。用紙は税務課に備え付けていますので、お気軽にお尋ねください。

受付期間

2月16日(水)～3月15日(火)

申告に必要なもの

- ① 印かん
- ② 給与、公的年金などの源泉徴収票
- ③ 営業、農業、不動産などの所得がある人は収支内訳書
- ④ 生命保険料、地震保険料、の控除証明書
- ⑤ 国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ⑥ 配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得を明らかにできるもの
- ⑦ 年の途中に転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税(料)の領収書など

営業、農業、不動産などの所得がある人

収支関係を記載した「収支内訳書」を申告書に添付

する必要がありません。昨年1年間の収入と支出を経費区分ごとに分けて記入してください。

医療費控除を受ける人

昨年1年間に多額の医療費を支払った人は、医療費控除を受けることができます。場合があります。

領収書を、医療を受けた人と病院・薬局ごとにまとめ、「医療費の明細書」に記入して申告書に添付してください。また、保険などにより補てんされた金額を確認できるものも必要です。

申告しなくてもよい人

- ① 税務署に所得税の確定申告をする人
 - ② 給与所得のみでその給与支払報告書が市役所に提出されている人(※)
 - ③ 公的年金所得のみの人(※)
 - ④ 市内に居住している他の所得者の扶養親族として申告済の人
- ※②・③に該当する人で、各種控除を受ける場合は申告が必要です。

所得税の還付申告は1月から

所得税の還付を受けるための申告は、1月から提出することができます。還付申告書は早めに提出しましょう。

申告に必要なもの

源泉徴収票、印かん、保険料等支払証明書など

▼添付書類

社会保険料控除	・支払った国民年金保険料の納付証明書
医療費控除	・支払った医療費の領収書
	・保険などで補てんされる金額の明細書
生命保険料控除 地震保険料控除	・支払保険料の証明書 ・支払保険料の証明書(地震保険及び旧長期損害保険料)
住宅借入金等特別控除	・登記事項証明書 ・住民票の写し ・売買契約書の写しや請負契約書の写しなどで家屋の取得年月日等を明らかにする書類 ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

※この他の書類等が必要になる場合があります。

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 22-0485

償却資産の申告はお済みですか？

償却資産とは、個人・法人で事業をしている人が、その事業のために用いている土地・家屋以外の資産のことで、固定資産税の課税対象になります。該当する事業主のみなさんは申告をしてください。

申告が必要な人

事業を営まれていて事業用の資産を所有されている人(目安として、所得税青色申告をしている人で、申告資料の固定資産台帳に償却資産がある人など)

申告内容

平成23年1月1日現在で、竹原市内に所在する資産の名称、種類、取得年月、取得価額、耐用年数など

電子申告

「eLTAX(エルタックス)」を利用した、インターネットによる電子申告の受付を行っています。

申告・問い合わせ

1月31日(月)までに、申告書(税務課に備え付け)により税務課課税係へ

☎ 22-7732